

発委第 6 号

令和 8 年 6 月 24 日

幕別町議会議長 寺林 俊幸 様

提出者

総務文教常任委員会委員長 荒 貴賀

日本政府に非核三原則の堅持を求める意見書
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

日本政府に非核三原則の堅持を求める意見書

核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則は、1967年に佐藤栄作首相が表明し、その後、度重なる国会決議で「非核三原則を国是として堅持する」と全会一致で確認されてきた。原爆投下の惨禍を経験した日本にとって、非核三原則は国是であり、歴代政権も繰り返し表明してきた国際公約でもあり、国の在り方に関わる大原則である。

一昨年、ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会、広島県、長崎県の両知事、広島市長や長崎市長も三原則の堅持を求めている。本町の「幕別町平和非核宣言」にも、「我が国は世界唯一の被爆国として、広島、長崎の惨禍を二度と繰り返してはならないことを強く主張すべきである。非核三原則を完全に守り、美しい郷土の自然と豊かな文化を守り、平和な未来を子供たちに引き継ぐことは、我々の責任と義務である。」とある。

しかしながら、今日、安全保障関連3文書の改正に向けた議論が与党内で開始されており、これに伴う、非核三原則の見直しを不安視する声が国民の間に広がっている。唯一の戦争被爆国であり、核保有国と非保有国との橋渡し役を果たすべきわが国が非核三原則を見直すことは、戦後の安全保障政策の大きな変更であり、我が国が進めてきた「核兵器のない世界」の実現にむけた取組に逆行するものであるとともに、東アジアの緊張を高める要因にもなりかねない。

悲劇を繰り返さないためには核兵器の廃絶しかないとの被爆者の思いを受け止め、恒久平和の実現に向けて主導的役割を果たすべきと考える。

よって、政府（国）におかれましては、核兵器の使用を防ぐ唯一の方法は廃絶しかないとの認識に立ち、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆者の思いをしっかりと受け止め、国是である非核三原則を今後も堅持することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月24日

北海道中川郡幕別町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、総務大臣